

特定非営利活動法人 どんぐりネットワーク

会 員 要 項

2018年9月23日施行

(目 的)

第1条 この要項は、特定非営利活動法人どんぐりネットワーク（以下「当会」という）の会員（以下「会員」という）が当会の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。会員は入会申込を行った時点で、この内容を承認したとみなす。

(性 格)

第2条 会員は、当会定款（以下「定款」という）に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、定款第3条の目的実現に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第7条に定める手順を経て、定款第8条の規定により、本要項第4条の会費を納入しなければならない。

2 会員は、当会の会員としての立場を利用し、宗教、政治及び営利活動を行ってはならない。

(会 費)

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員：年会費 2,000 円
- (2) 家族会員：年会費 500 円
- (3) 学生会員：年会費 1,000 円
- (4) 賛助会員

賛助個人：年会費 2,000 円

賛助団体：年会費 10,000 円

2 年会費とは、毎年4月1日より翌年3月31日までの1ケ年の会費をいい、毎年会費を納入することにより1年延長することができる。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席
- (2) 事業活動への協力

(特典)

第7条 会員の特典は、定款第9条に定める通りとする。

(会員情報の変更)

第8条 会員は、入会申込時の登録内容について変更があったときは、速やかにその旨を当会に通知しなければならない。

2 前項に定める変更通知の無い場合、当会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとする。

(会員資格の継続)

第9条 会員資格有効期間が満了する場合、当会が用いる方法により、継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、当会の定める方法による会費の払込みが当会に確認されることをもって継続されるものとする。

(会員資格の喪失・除名)

第10条 会員資格の喪失および除名は、定款第10条および第12条に定める通りとする。

(会員資格の解除)

第11条 会員は当会に対し、書面または電磁的方法で通知することにより、会員の資格を解除し、退会することができる。

2 解除の効力は当該通知が受理された日時に生じるものとし、過去に遡っての退会はできない。

3 納入した会費その他の拠出金品の取扱は定款第13条の定め通りとし、一度払い込まれた会費の返還は行わない。

(損害賠償)

第12条 会員が、本規程及び本規程に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当会が損害を受けた場合、当該会員は、当会が受けた損害を当会に賠償することとする。

2 会員資格を喪失した後も、前項は引き続き適応することとする。

(個人情報の取り扱い)

第13条 当会は会員の個人情報に関し、当会ウェブサイトに掲載する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に利用及び管理を行う義務を負う。

(規定の変更)

第14条 この要項は、運営の為に必要と判断される場合、理事会の議決を経て変更することができる。

【参考資料】 どんぐりネットワーク定款（抜粋）

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の活動及び事業の発展を推進する個人
- (2) 家族会員 本会の目的に賛同して入会した、正会員と生計を一にしている個人
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した、事業の発展を推進する小学校、中学校、高校、大学、専門学校に通う個人
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の活動及び事業の発展に協賛する個人及び団体

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、会員になろうとする者が第6条に該当すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁

的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものをいう）をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の表決権及び特典）

第9条 総会での表決権を有するのは正会員のみとする。また、正会員は役員の改選時において役員に立候補し、又は役員候補を総会に推薦することができる。

2 会員の特典は次のとおりとする。

- （1）情報誌の無料配布が受けられる。（家族会員は除く）
- （2）本会が収集する情報等の提供を優先的に受けられる。
- （3）本会が主催する講演会、研究会、イベント等へ優先的に参加できる。
- （4）新グループ活動を行う場合に、技術指導、道具の貸与、フィールドの情報・幹旋等を受けられる。

（会員の資格の喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）会費を1年以上滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第11条 会員は、書面または電磁的方法をもって事務局に退会を申し出ることにより、任意に退会することができる。

（除名）

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、会員資格を停止し、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款等に違反したとき。
- （2）本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金の不返還）

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。ただし、理事会において返還することが相当であると認められた場合は、この限りではない。